議第64号

呉市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について 呉市立小中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市立小中学校設置条例の一部を改正する条例

呉市立小中学校設置条例(昭和39年呉市条例第24号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び 太枠で示すように改正する。

改止前
<u>呉市立小中学校</u> 設置条例

(設置)

学校を設置する。

(中学校の名称及び位置)

第3条 略

別表第1 (第2条関係)

1			
	小学校の名	位置	
	称		
	略		
	呉市立吉浦	呉市吉浦中町2丁目6	
	小学校	番 5 号	
	呉市立天応	呉市天応大浜2丁目1	
	小学校	番 6 4 号	
	略	-	

別表第2 (第3条関係)

中学校の名	位置
称	
略	
呉市立吉浦	呉市狩留賀町8番6号
中学校	
呉市立天応	呉市天応東久保2丁目
中学校	7番1号
略	

改正後

呉市立小学校,中学校及び義務教育学 校設置条例

(設置)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26 第1条 学校教育法(昭和22年法律第26 号)第2条の規定に基づき、小学校及び中 号)第2条の規定に基づき、小学校、中学 校及び義務教育学校を設置する。

(中学校の名称及び位置)

第3条 略

(義務教育学校の名称及び位置)

第4条 義務教育学校の名称及び位置は,別 表第3のとおりとする。

別表第1 (第2条関係)

小学校の名	位置	
称		
略	略	
呉市立吉浦	呉市吉浦中町2丁目6	
小学校	番 5 号	
略	,	

別表第2 (第3条関係)

中学校の名	位置
称	
略	
呉市立吉浦	呉市狩留賀町8番6号
中学校	
略	

別表第3(第4条関係)

義務教育学	位置
校の名称	
呉市立天応	呉市天応大浜2丁目1
学園	番 6 4 号

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
 - (呉市立小学校及び中学校通学区域審議会条例の一部改正)
- 2 呉市立小学校及び中学校通学区域審議会条例(昭和41年呉市条例第12号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で 示すように改正する。

示すように改正する。	
改正前	改正後
呉市立小学校及び中学校通学区域審	呉市立小学校,中学校及び義務教育学
<u>議会</u> 条例	校通学区域審議会条例
(設置)	(設置)
第1条 呉市教育委員会の <u>付属機関</u> として,	第1条 呉市教育委員会の <u>附属機関</u> として,
呉市立小学校及び中学校通学区域審議会	呉市立小学校,中学校及び義務教育学校通
(以下「審議会」という。)を置く。	<u>学区域審議会</u> (以下「審議会」という。)
	を置く。
(任務)	(任務)
第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応	第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応
じ,小学校 <u>及び</u> 中学校の通学区域の設定及	じ,小学校 <u>,</u> 中学校 <u>及び義務教育学校</u> の通
び改廃に関する事項について調査審議す	学区域の設定及び改廃に関する事項につ
る。	いて調査審議する。

(提案理由)

呉市立天応小学校及び呉市立天応中学校を廃止し,義務教育学校として呉市立天 応学園を設置するため,この条例案を提出する。